

# 屋外広告・看板の設置基準 市独自のルールで運用開始

市では10月1日から、市独自の屋外広告物条例を定め安曇野の良好な景観を守り、次代に誇れる景観づくりを推進します。この条例の内容についてお知らせします。

## 条例の目的

市では平成22年11月から景観行政団体（※）となり、地域の特性に応じた景観づくりを進めています。平成23年3月にその基本の計画となる「安曇野市景観計画」を策定し、屋外広告物の適正な使用などについては「安曇野市屋外広告物条例」（以下「条例」）を定め平成24年10月1日から運用します。

この条例は、これまでの県屋外広告物条例に代わり、広告物などについて市独自の規制基準や手続

## 屋外広告物とは

きを定めたものです。条例により市内の広告物などの表示方法や設置をする際の安全性の確保と、地域にはぐくまれてきた景観との調和を図り、次代に誇れる景観づくりを推進します。

### ※景観行政団体

景観行政団体とは、景観行政を自ら行うことのできる地方公共団体のことです。景観行政の主体がこれまでの県から市に移り、地域の特性に応じた景観づくりを行います。全国では557団体（2012年6月1日現在・県内の景観行政団体は、安曇野市以外に長野市・小布施町・松本市・飯田市・高山村・佐久市・諏訪市・千曲市・茅野市・小諸市・上田市・下諏訪町・山ノ内町があります。

## 条例の概要

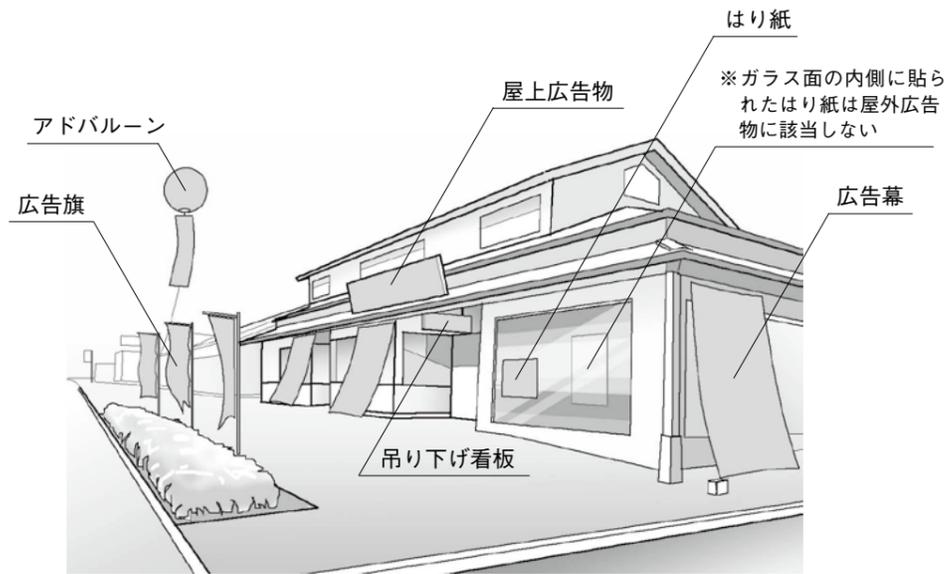
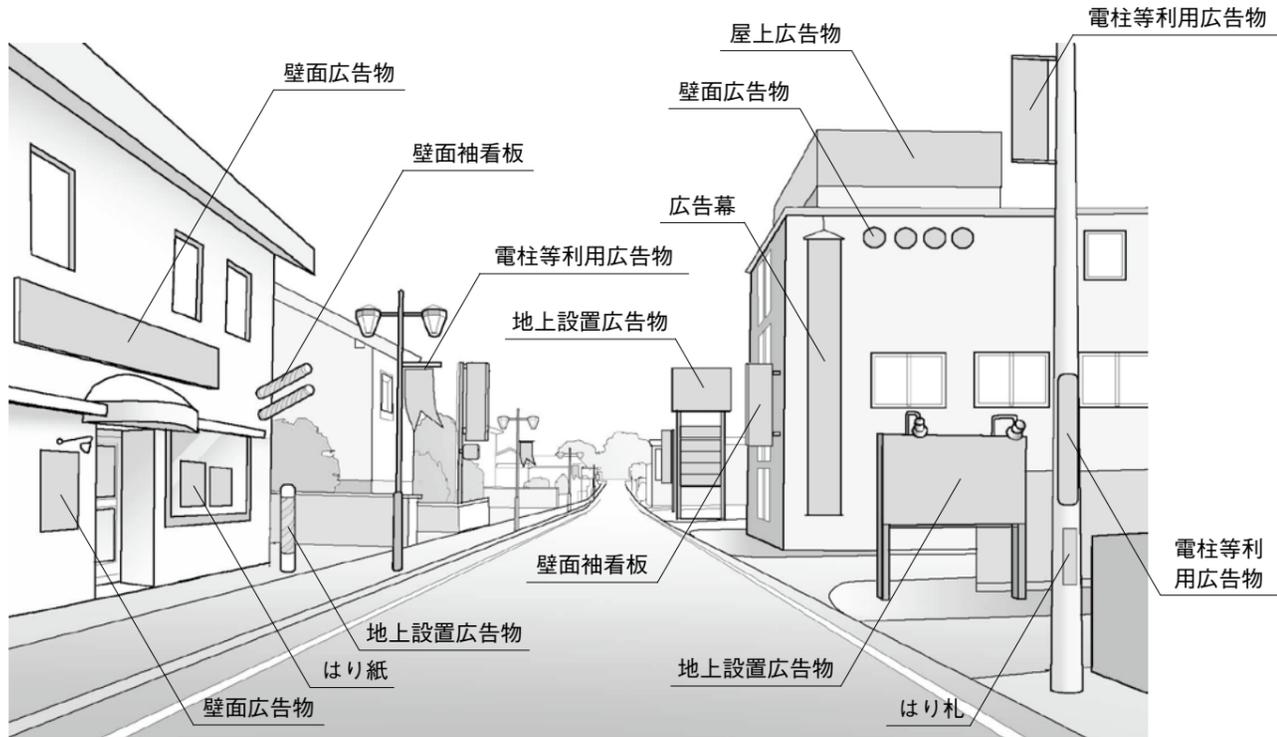
① 市内を3つに区分し設置できる広告物を分類  
条例では市内を3つの地域に分け、種類・面積・色彩などで設置できる屋外広告物や許可基準などを設けています。最も規制が厳しい第1種規制地域には長野自動車道やJR大糸線、拾ヶ堰沿いなどを指定し、安曇野を展望できる場所の景観を守るようにしています。

## 条例の概要

### ② 設置禁止物件と設置禁止広告物

次ページのような交通信号機、街路灯柱などは設置禁止物件として広告物を設置することは禁止されています。  
また、広告物自体が道路交通の安全を妨げるおそれがある場合や、蛍光塗料を使用したり地色が極端に鮮やかすぎたりする場合、天空を照らす照明器具を使用している場合も設置できません。

## ●屋外広告物の例



### 屋外広告物の定義

次の4つの要件をすべて満たすものです。

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの